

追加議案第 1 号

専務理事の選定について

公益財団法人四万十公社定款第 24 条第 2 項の規定により、専務理事を理事の中から各 1 人選定する。

平成 26 年 6 月 24 日提出

公益財団法人 四万十公社  
理事長

記

1) 専務理事の選定

	理事名	住所	備考
専務理事			

追加議案第2号

副理事長の選定について

公益財団法人四万十公社定款第24条第2項の規定により、副理事長を理事の中から各1人選定する。

平成26年6月24日提出

公益財団法人 四万十公社  
理事長

記

1) 副理事長の選定

	理事名	住所	備考
副理事長			

追加議案第3号

専務理事の報酬について

役員等の報酬・費用弁償規則第3条2項により、別表常勤役員給料表の第7号（500,000円）を支給する。

平成26年6月24日提出

公益財団法人 四万十公社  
理事長

参考資料1：役員等の報酬・費用弁償規則改正内容（評議員会の議決により決定）

参考資料 1 : 役員等の報酬・費用弁償規則改正内容 (評議員会の議決により決定)

新旧対照表																																	
新	旧																																
<p>(役員等の報酬等の総額等)</p> <p>第4条 定款第29条で定める役員等の報酬等の総額は、次の範囲とする。</p> <p>(1) 当該事業年度における公益事業及び収益事業に係る人件費のうち給与賃金及び賞与の総額の <u>5分の1</u> 以内</p>	<p>(役員等の報酬等の総額等)</p> <p>第4条 定款第29条で定める役員等の報酬等の総額は、次の範囲とする。</p> <p>(1) 当該事業年度における公益事業及び収益事業に係る人件費のうち給与賃金及び賞与の総額の <u>10分の1</u> 以内</p>																																
<p>別表 常勤役員給料表 (単位: 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td><u>350,000</u></td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td><u>375,000</u></td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td><u>400,000</u></td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td><u>425,000</u></td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td><u>450,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>第6号</u></td> <td><u>475,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>第7号</u></td> <td><u>500,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>第8号</u></td> <td><u>525,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>第9号</u></td> <td><u>550,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号	月額	第1号	<u>350,000</u>	第2号	<u>375,000</u>	第3号	<u>400,000</u>	第4号	<u>425,000</u>	第5号	<u>450,000</u>	<u>第6号</u>	<u>475,000</u>	<u>第7号</u>	<u>500,000</u>	<u>第8号</u>	<u>525,000</u>	<u>第9号</u>	<u>550,000</u>	<p>別表 常勤役員給料表 (単位: 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第1号</u></td> <td><u>100,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>第2号</u></td> <td><u>150,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>第3号</u></td> <td><u>200,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>第4号</u></td> <td><u>250,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>第5号</u></td> <td><u>300,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号	月額	<u>第1号</u>	<u>100,000</u>	<u>第2号</u>	<u>150,000</u>	<u>第3号</u>	<u>200,000</u>	<u>第4号</u>	<u>250,000</u>	<u>第5号</u>	<u>300,000</u>
号	月額																																
第1号	<u>350,000</u>																																
第2号	<u>375,000</u>																																
第3号	<u>400,000</u>																																
第4号	<u>425,000</u>																																
第5号	<u>450,000</u>																																
<u>第6号</u>	<u>475,000</u>																																
<u>第7号</u>	<u>500,000</u>																																
<u>第8号</u>	<u>525,000</u>																																
<u>第9号</u>	<u>550,000</u>																																
号	月額																																
<u>第1号</u>	<u>100,000</u>																																
<u>第2号</u>	<u>150,000</u>																																
<u>第3号</u>	<u>200,000</u>																																
<u>第4号</u>	<u>250,000</u>																																
<u>第5号</u>	<u>300,000</u>																																

《議案説明資料》

1. 理事会の理事の構成は、公益法人移行の経過措置として役場側理事を2名とし、常勤理事は暫定的に役場のケーブルテレビ所管課長(企画課長)が担うことになった。また、これまで商工観光課が事務局機能を担っていた業務については、常勤理事に移行することになった。
2. 将来的な理事のあり方について理事会で協議してきた経過として、公益法人をはじめとした法人経営に経験知のある有識者を中心としつつ、公社職員として専門的な経験を培った者が理事として経営に携わる必要性を確認してきた。
3. 現任の専務理事は、常勤理事ではあるものの事務所勤務は週3日の勤務体制であった。新任の専務理事は、本来の職員相当の勤務体制となる常勤理事を想定している。
4. 新任の専務理事は、これまでに比べ勤務密度が高くなることから、それに対応した報酬を支給する必要がある。職員としての給与額を考慮し、常勤理事としてふさわしい常勤役員給料表の号給とする。このため、常勤役員給料表の号給枠を5号から8号に改める。

5. 報酬・費用弁償規則第4条で規定する役員等の報酬等の総額の上限ルール（職員の給与賃金・賞与総額の10%以内）が、派遣事業が廃止になったことから、前号の常勤役員給料表の対応号給の決定によっては確保できないことが予想される。このことから、上限ルールの制限枠を職員人件費総額の10%から20%に引き上げる必要がある。

20%となることによる平成26年度の上限ルール額は、10,503千円を予定する。

公益事業（37,878千円+6,342千円）+収益事業（6,973千円+1,325千円）=52,518千円

52,518千円×20%=10,503千円（※25年度役員報酬実績総額は3,710千円）

	報酬	その他の報酬	計	備考
理事長	600,000		600,000	月額5万円
専務理事	2,400,000		2,400,000	月額20万円
理事	470,000	90,000	560,000	日額1万円
監事	60,000		60,000	日額1万円
評議員	90,000		90,000	日額1万円
計	3,620,000	90,000	3,710,000	

※「報酬等」とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与費用弁償は、その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。（役員等の報酬・費用弁償規則第2条第4号）

※その他の報酬は、非常勤理事の出張時の報酬など。

6. 新任の専務理事の常勤役員給料表の対応号給は、当該別表から、職務執行の対価としてその職務、資格等を勘案し理事会が決定する。当然ながら当該年度における報酬総額の上限枠や経営の実態を踏まえて判断することになる。

なお、常勤理事の報酬の体系は定時定額報酬制を採用しているため、月額報酬のみで、賞与や退職金は支給していない。

このため、プロパー職員から常勤理事を選任するにあたっては、これらを配慮して対応号給を決定する必要がある。

将来的には、常勤理事報酬のあり方について、農協等の経済団体のような年額報酬制度の導入について検討していただきたい。

	月額給与	管理職手当	家族手当	月額支給額	賞与	中退共掛金	年間支給総額
公社職員 局長クラス	321,200	50,000	10,000	381,200 ×12月	321,200 ×3~3.5 月	20,000 ×12月	
				4,574,400	963,600 ~ 1,124,200	240,000	5,778,000 ~ 5,938,600
上記の年間支給総額を定時定額報酬（1/12）にすると481,500円~494,900円 ∴第7号給（500,000円）を想定する							